平成２３年（フ）第８７号
静岡市清水区駒越南町２番12号
債務者　佐野　憲子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５号
沖縄県うるま市字平良川105番地　３－Ａ
債務者　泊　　香（旧姓又吉）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５４号
北海道上川郡清水町御影東２条南２丁目５番地２
債務者　永村　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
北海道帯広市西16条南４丁目36番８号
債務者　千葉　政次
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
北海道帯広市西16条南４丁目36番８号
債務者　千葉ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
川崎市中原区井田１丁目12番７号　安藤レジデンス205
債務者　塩野由美子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
川崎市宮前区犬蔵２丁目13番58―407号
債務者　横倉　紀江
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
東京都小金井市前原町３丁目７番７―201号
都営小金井前原町三丁目アパート
債務者　本村　友總
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３２号
千葉市稲毛区園生町139番地６
破産者　有限会社ショウイング
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２７号
千葉県市川市中山２丁目17番13号　エルベガーデンホームズＡ－３、開始決定時の住所千葉県船橋市栄町１丁目９番１―1313号
破産者　武者　　宏
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６３号
群馬県渋川市金井2734番地343
破産者　根木　寛正
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
群馬県前橋市富田町1483番地１
破産者　株式会社未来教育学園
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２号
群馬県太田市鳥山上町1153番地
破産者　株式会社Ｌａ・Ｓｃｅｎｅ
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７５９号
千葉県安房郡鋸南町勝山211番地
破産者　有限会社八佐丸
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１５号
千葉県浦安市海楽２丁目６番６号　ローズガーデンＲ66―102
破産者　秋葉佐和子
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４８号
千葉市若葉区富田町202番地２
破産者　牧内　弘明
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３７号
千葉県安房郡鋸南町勝山251番地の１
破産者　渡　　助一
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３８号
千葉県安房郡鋸南町勝山251番地の１
破産者　渡　千鶴子
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係